

## 第18回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成21年4月30日(木)10:00～  
議事堂 601 特別委員会室

### 1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例について

### 2 その他

#### 添付資料

資料1 議員提出条例に係る検証検討会 委員名簿

資料2 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は運用の在り方について、見直しの一覧表（検討会案）

資料3 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」の報告事項（予算調整室作成）

資料4 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（案）

資料5 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例案（案）の施行期日等効力について

## 議員提出条例に係る検証検討会 委員名簿

平成 21 年 4 月 30 日

会 派 名	委 員 名
新政みえ	杉 本 熊 野 北 川 裕 之 日 沖 正 信 西 塚 宗 郎
自民みらい	服 部 富 男 竹 上 真 人 中 嶋 年 規 野 田 勇 喜 雄 森 本 繁 史
日本共産党三重県議団	萩 原 量 吉
公明党	今 井 智 広

座長、 副座長

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は運用の在り方について、見直しの一覧表（検討会案）

・ 現行の条例の規定の見直し関係等

				< 現行 >			< 検討会 見直し案 >		
事項	報告時期	対象	HP掲載	報告時期	対象	HP掲載	報告時期	対象	HP掲載
予算に関する資料 (第5条関係)	予算に関する補助金等に係る資料			1. 予算に関する補助金等に係る資料については、現行どおり議会に提出する。 なお、議会への提出と合わせて、同資料をHPに掲載するなどして、公表することとする。公表する場合には「見込みであるので交付決定とは異なる可能性がある」旨を注意書きとして明示することとする。					
	・ 予算提出時	・ 1千万円以上	-	・ 予算提出時	・ 1千万円以上	-			
交付決定実績調書 (第6条関係)	交付決定実績調書			2. 交付決定実績調書については、報告対象の金額は5億円以上とし、報告時期は各定例会の年2回（2、9月会議）とする。 なお、HPへの掲載などによる公表は、現行どおり7千万円以上のものを対象とする。					
	・ 各定例会の各会議（2、6、9、11月会議）	・ 7千万円以上		・ <u>各定例会（年2回）（2、9月会議）</u>	・ <u>5億円以上</u>	<u>7千万円以上</u>			
評価 (第7条関係)	補助金等評価結果調書（第7条第1項関係）			3. 評価は、年次報告の中で整理して議会に報告するものとする。					
	・ 第2回定例会（9月会議） 会計年度終了後6月以内に評価を行い、結果を議会に報告	・ 7千万円以上		-	-	-			
	継続評価実施計画等（第7条第3項関係）			4. 継続報告は廃止し、事業年の終了後に評価して、議会に報告することとする。					
	・ 第2回定例会（9月会議） 会計年度終了後6月以内に評価を行い、結果を議会に報告	・ 継続して評価が必要なもののうち、7千万円以上		-	-	-			
年次報告 (第8条関係)	補助金等の交付実績			5. 年次報告において、 <u>交付実績（1千万円以上）及び評価結果（7千万円以上）を報告することとする。</u> 報告時期は、会計年度終了後6月以内と、厳格化することとする（現行、年次報告は毎年1回）。  年次報告の評価結果（7千万円以上）において、 <u>当初交付決定額と最終の交付実績額とが対比ができるよう様式の修正を行う。</u>					
	・ 第2回定例会（9月会議） 毎年1回、前年度における補助金等の実績について取りまとめ、議会に報告	・ 1千万円以上		・ 第2回定例会（9月会議） <u>会計年度終了後6月以内に評価を行い、結果を議会に報告</u>	・ 交付実績については1千万円以上 ・ 評価結果については7千万円以上				

・その他

報告の書式について、同じ内容の記載が羅列されることとなった場合、「同上」と明記することにより整理等を図る。

補助金等の交付対象から暴力団等を排除することについて、県が補助金等を交付する直接の相手方から暴力団等を排除するという仕組みを前提として、どのような制度運営や、条例、規則、要綱等が適切かを、検討会における議論を尊重しつつ検討するよう求めるものとする。これは、平成 21 年 6 月会議までに結論を得るものとする。

なお、制度の検討に当たっては、次の点について考慮する必要がある。

例えば、国の制度に基づく補助金や基本的人権に係る補助金(例えば、治療に対する給付など)など、補助金等の趣旨、交付の目的、制度等により、その交付対象から暴力団等を排除することが困難な場合が考えられる。従って、その交付対象から暴力団等を一律又は形式的に排除することが適切でない場合には、例外として、排除しないものとする。

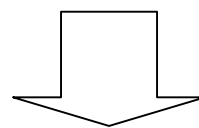
また、交付対象が法人、組合の場合に、その組織のどの範囲まで暴力団等を排除するかなどについては検討を要する。従って、暴力団等の排除に当たっては、県において既に取り組まれている三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱の仕組みなどを参考に行うものとする。

さらに、補助事業者が、県から補助金等の交付を受けた当該事業において暴力団等と契約した場合や、県から交付を受けた補助金等を原資としてさらに補助を行いその交付対象が暴力団等であった場合など、これらの事実が交付決定後や交付後に判明した場合に、交付決定の取消や既に交付された補助金等の返還等を求める仕組みについて引き続き検討するよう執行部に求めることとする。

「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」の報告事項

現行

様式番号	対象金額	報告時期	報告事項	HP	条文
第1号	1,000万円	予算案提出時	補助実施見込み	■	5条
第2号	7,000万円	(交付決定) 2~8月 第2回定例会(9月会議)	交付決定	(7,000万円以上)	6条
第2-1号	7,000万円	9~1月 第1回定例会(2月会議) (7,000万円以上)	交付決定(変更)	(7,000万円以上)	
第3号	7,000万円	第2回定例会(9月会議)	評価結果		7条
第3-1号			継続評価実施計画		
第3-2号			継続評価		
第4号	全て	第2回定例会(9月会議) (採決日)	全体状況		8条
第4-1号					
第4-2号	1000万円		交付実績		
第4-3号	全て		立入検査等の実施状況		
第4-4号	全て		見直し状況		



修正意見(案)

様式番号	対象金額	報告時期	報告事項	HP	条文
第1号	1,000万円	予算案提出時	補助実施見込み	■	5条
第2号	7,000万円	(HP公表時期)	交付決定		6条
第2-1号		2~8月 第2回定例会(9月会議) 9~1月 第1回定例会(2月会議)	交付決定(変更)		
第2-2号	5億円	(交付決定)	交付決定		
第2-3号		2~8月 第2回定例会(9月会議) 9~1月 第1回定例会(2月会議)	交付決定(変更)		
第3号	全て	第2回定例会(9月会議)	全体状況		8条
第3-1号					
第3-2号	1000万円		交付実績		
第3-3号	7,000万円		評価結果		
第3-4号	全て		立入検査等の実施状況		
第3-5号	全て		見直し状況		

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名: ) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名

見込み段階でのHP掲載のため、掲載ページに「補助事業者及び交付予定額は見込みであり、変更となる可能性があります」旨の注意書きを記載します。

第2号様式(条例第6条第1項関係)

交付決定実績調書

(部局名: ) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施 策及び目標	補助金等の交付以外 の方法の可能性	室(課)名	備考

この調書は、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し7,000万円以上の補助金等の交付の決定を行ったものについて、補助事業者ごとに記載し、HPで公表します。(但し、法令により補助事業等の係る費用の全部又は一部を県が負担しなければならないものは除く。)

第2 - 1号様式(条例第6条第3項関係)

交付決定実績調書(変更分)

(部局名: ) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	室(課)名	備考
				変更前	変更後			

この調書は、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し7,000万円以上の補助金等の交付の決定を行ったもので、すでに議会への提出を行ったものについて、その後の事情(状況変化)により当該交付決定の変更を行ったものについて記載し、HPで公表します。



交付決定実績調書

(部局名: )

(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施 策及び目標	補助金等の交付以外 の方法の可能性	室(課)名	備考

この調書は、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し5億円以上の補助金等の交付の決定を行ったものについて、補助事業者ごとに記載します。(但し、法令により補助事業等の係る費用の全部又は一部を県が負担しなければならないものは除く。)

第2 - 3号様式(条例第6条第3項関係)

交付決定実績調書(変更分)

(部局名: ) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	室(課)名	備考
				変更前	変更後			

この調書は、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し5億円以上の補助金等の交付の決定を行ったもので、すでに議会への提出を行ったものについて、その後の事情(状況変化)により当該交付決定の変更を行ったものについて記載します。

補助金等評価結果調書【様式例】

(部局名: 県土整備部)

(単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	室(課)名	備考
- -	都市河川改修費負担金	近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	-	582,933	(根拠) 二級河川三滝川鉄道橋・道路橋緊急対策事業にかかる協定 (公益性) 都市河川改修事業は、人口の集中の著しい都市の河川において、洪水による災害の発生を防止し、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全の保持、かつ公共の福祉を増進することを目的とした県が事業主体の河川事業であり、公益性を有する。 (必要性) 河川の洪水疎通能力が著しく不足しているため、治水上のネックとなっている鉄道橋梁について改築する必要がある。 (効果) 三滝川下流部のネック点である近鉄橋梁付近の拡幅による治水安全度の向上に向け進捗が図られた。 (交付基準等の妥当性) 県の役割として、都市河川改修事業による鉄道橋架替のため鉄道事業者へ負担することは妥当である。	河川・砂防室	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     当初交付決定された額から最終の交付実績額まで変更がなかった場合は、- (ハ-表示)としました。                 </div>							
- -	土地区画整理事業補助金	鈴鹿市白江土地区画整理組合 鈴鹿市南江島町19番26号	137,603	241,945	(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 都市基盤整備の整備が不十分な地区における健全な市街地整備に寄与しており、公益性を有する。 (必要性) 無秩序な市街化を防止し、良好な居住環境を有する市街地の計画的な整備のため必要である。 (効果) 都市計画道路の早期供用開始・事業の早期完了の前提となる、造成・支障家屋移転等を実施し、都市計画道路の築造を一部行った。 (交付基準等の妥当性) 土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業について、補助金の交付を行い、健全で機能的な都市形成の促進を図ることが最も有効な方法である。	都市政策室	

補助金等評価結果調書【様式例】

(部局名: 県土整備部)

(単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	室(課)名	備考
- -	連続立体交差事業負担金	近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	-	984,328	(根拠) 「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」に基づく近鉄との協定書 (公益性) 健全かつ機能的な都市形成を目的とした都市計画道路等の整備に対する補助であることから公共性を有している。 (必要性) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除去を行うことにより交通円滑化と踏切事故の解消を図る必要がある。 (効果) 連続立体交差化に向け事業進捗が図られた。 (交付基準等の妥当性) 県の役割として、連続立体交差事業による鉄道施設高架化等のため鉄道事業者へ負担することは妥当である。	都市政策室	
- -	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	津市 津市西丸之内23番1号	-	170,739	(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。 (必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対して、負担軽減を図る必要がある。 (効果) 市町が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率の向上等を図ることができた。 (交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。	下水道室	
- -	同上	四日市市 四日市市諏訪町1番5号	-	206,162	同上	同上	
- -	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	-	170,542	同上	同上	
- -	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	-	125,724	同上	同上	
- -	同上	いなべ市 いなべ市員弁町笠田新田111	-	79,411	同上	同上	

補助金等評価結果調書【様式例】

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	室(課)名	備考
-	いなば園自立経営基盤整備負担金	(社福)三重県厚生事業団 理事長 松岡直彦 津市一身田大古曾670-2	-	500,000	三重県厚生事業団が運営するいなば園が事業団直営の施設として、自立的、主体的、効率的な経営を果たしうるための経費を負担することで、安定経営を図るとともに、利用者へのサービスの向上、利用促進に効果があった。	障害福祉室	
-	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	(独法)福祉医療機構 理事長 長野 洋 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	288,796	383,961	(根拠)社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条及び三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 民間社会福祉施設職員の処遇の向上を図ることを目的としたこの補助金は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき支給される民間社会福祉施設等の職員の退職手当金の支給に要する費用の一部を、国と県が独立行政法人福祉医療機構に対して補助を行うものである。 この事業の実施により、利用者本位の福祉サービス提供の向上のため、社会福祉施設職員の共済制度を充実させることによって、福祉施設で働く職員への安定化を図り、業務への意欲と福祉への人材の確保を狙いとし、資質の向上とより多くの人材確保を行うという目標を達成することができた。	社会福祉室	
-	心身障害者医療費補助金	津市 市長 松田直久 津市西丸之内23-1	226,132	315,375	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	同上	
-	同上	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町1-5	198,548	297,559	同上	同上	
-	同上	伊勢市 市長 森下隆生 伊勢市岩淵1-7-29	98,847	128,972	同上	同上	
-	同上	松阪市 市長 下村猛 松阪市殿町1340-1	123,174	164,947	同上	同上	
-	同上	桑名市 市長 水谷元 桑名市中央町2-37	87,157	134,854	同上	同上	

補助金等評価結果調書【様式例】

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	室(課)名	備考
-	心身障害者医療費補助金	鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸1-18-18	126,545	181,628	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	社会福祉室	
-	同上	伊賀市 市長 今岡睦之 伊賀市上野丸之内116	80,064	107,024	同上	同上	
-	乳幼児医療費補助金	津市 市長 松田直久 津市西丸之内23-1	97,452	150,227	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 次世代育成の重要性から、乳幼児に医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担を軽減することを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	同上	
-	同上	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町1-5	110,134	158,480	同上	同上	
-	同上	鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸1-18-18	83,500	124,495	同上	同上	
-	軽費老人ホーム事務費補助金	(社福)青山里会 理事長 川村陽一 四日市市山田町5500-1	115,083	115,491	(根拠)三重県軽費老人ホーム補助金交付要領及び三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 軽費老人ホームの入居者負担を軽減し、もって高齢者福祉サービスの向上を図ることを目的としたこの補助金は、軽費老人ホームの運営に必要な事務費に対し、県として補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという施策について、収入が少ない高齢者でも安心して入居し生活できる環境整備を図ることができた。	長寿社会室	
-	軽費老人ホーム事務費補助金	(社福)長茂会 理事長 世古祐臣 尾鷲市南浦4584-3	92,586	91,006	同上	同上	

補助金等評価結果調書【様式例】

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	室(課)名	備考
-	精神障害者社会復帰施設運営費補助金	(社福)夢の郷 理事長 筒井みわ 津市城山1-8-16	-	73,164	(根拠)障害者自立支援給付費国庫負担(補助)金交付要綱 精神障がい者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、現状では補助金以外に施設を運営する財源が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。(障害者自立支援法に定める事業所へ移行後は補助金の対象外となる) この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	
-	福祉サービス利用援助等事業補助金	(社福)三重県社会福祉協議会 会長 森下達也 三重県津市桜橋2丁目131	-	90,160	(根拠)セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱及び三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者等に対して福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が営めるよう支援することを目的としたこの補助金は、社会福祉法第81条の規定に基づき三重県社会福祉協議会が行う「福祉サービス利用援助事業」に要する費用を国と県が補助するものである。 この事業の実施により、福祉サービスの契約手続きや日常的な金銭管理、書類預かり等の援助を行うための体制整備を図ることができた。	社会福祉室	
-	介護サービス基盤整備補助金	(社福)絆 津市雲出本郷町字連方前 2128番	-	168,750	(根拠)三重県老人保健福祉施設整備費補助金交付要領 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画・三重県介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
-	同上	(社福)こもはら福祉会 名張市西田原2000番地	-	270,000	同上	同上	
-	同上	(社福)三重福祉会 四日市市西坂部町1127	-	405,000	同上	同上	

補助金等評価結果調書【様式例】

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	室(課)名	備考
-	精神障害者社会復帰施設運営費補助金(19年度)	(社福)愛恵会 理事長 齋藤純一 松阪市久保町1927 - 6	-	74,879	(根拠)障害者自立支援給付費国庫負担(補助)金交付要綱 精神障がい者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、現状では補助金以外に施設を運営する財源が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。(障害者自立支援法に定める事業所へ移行後は補助金の対象外となる) この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	
-	北勢健康増進センター整備事業費補助金	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町1番5号	-	179,372	(根拠)北勢健康増進センター整備事業費補助金交付要綱 地域住民の健康回復、健康増進を推進するため、四日市市が行う北勢健康増進整備事業費を一部補助する。 この事業の実施により健康づくりと保健予防の推進を図った。	健康づくり室	
-	救命救急センター運営費補助金	日本赤十字社三重県支部 副支部長 安田 敏春 津市栄町1丁目891	-	72,980	(根拠)健康福祉部関係補助金等交付要綱・医療政策室関係(救急医療関係)補助金交付要領 重篤救急患者の医療の確保を目的としたこの補助金は、三次救急医療機関(救命救急センター)の協力により実施が可能な事業であり、救命救急センターの安定した運営の確保を目的とし補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三次救急医療体制を確保している。	医療政策室	
-	障害者施設整備事業費補助金	(社福)よつば会 理事長 石川英樹 三重郡川越町大字亀崎新田 字里中21番11	-	76,600	(根拠)「社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱」 障がい者福祉サービスに係る基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、障がいの多様なくらしの場と活動の場の基盤づくりを促進するものであり、地域の障がい福祉サービスの向上と利用者の安全・快適性図るために効果的である。	障害福祉室	
-	同上	(社福)洗心福社会 理事長 山田俊郎 津市高茶屋小森町瓦ヶ野41 52	-	93,150	同上	同上	
-	同上	(社福)鶯鳴会 理事長 中森孝榮 名張市東田原625 - 205	-	70,326	同上	同上	



補助金等評価結果調書【様式例】

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	室(課)名	備考
-	国民健康保険調整交付金	津市 市長 松田直久 津市西丸ノ内23 - 1	-	943,952	(根拠)国民健康保険法第72条の2 国民健康保険事業の財政は、定率の国庫負担の他は保険料をその財源としてこれを賄うのが原則であるが、市町の産業構造、住民の所得、家族構成等により被保険者の保険料負担能力には市町間において格差が存在している。このような定率国庫負担のみでは解消できない市町間の財政調整をするため、県が調整交付金を交付することは効果的な方法である。 この事業の実施により、国民健康保険制度運営の安定化を図ることができた。	社会福祉室	
-	同上	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町1 - 5	-	926,780	同上	同上	
-	同上	伊勢市 市長 森下隆生 伊勢市岩淵1 - 7 - 29	-	466,161	同上	同上	
-	同上	松阪市 市長 下村猛 松阪市殿町1340 - 1	-	675,237	同上	同上	
-	同上	桑名市 市長 水谷 元 桑名市中央町2 - 37	-	427,015	同上	同上	
-	同上	鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸1 - 18 - 18	-	588,716	同上	同上	
-	同上	名張市 市長 亀井利克 名張市鴻之台1番町1	-	255,910	同上	同上	
-	同上	尾鷲市 市長 伊藤允久 尾鷲市中央町10 - 43	-	113,326	同上	同上	
-	同上	亀山市 市長 田中亮太 亀山市本丸町577	-	143,675	同上	同上	
-	同上	鳥羽市 市長 木田久主一 鳥羽市鳥羽3 - 1 - 1	-	137,052	同上	同上	
-	同上	熊野市 市長 河上敢二 熊野市井戸町796	-	123,235	同上	同上	

補助金等評価結果調書【様式例】

(部局名:健康福祉部 ) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	室(課)名	備考
- -	国民健康保険調整交付金	菰野町 町長 石原正敬 菰野町大字潤田1250	-	118,480	(根拠)国民健康保険法第72条の2 国民健康保険事業の財政は、定率の国庫負担の他は保険料をその財源としてこれを賄うのが原則であるが、市町の産業構造、住民の所得、家族構成等により被保険者の保険料負担能力には市町間において格差が存在している。このような定率国庫負担のみでは解消できない市町間の財政調整をするため、県が調整交付金を交付することは効果的な方法である。 この事業の実施により、国民健康保険制度運営の安定化を図ることができた。	社会福祉室	
- -	同上	明和町 町長 中井幸充 明和町大字馬之上945	-	87,893	同上	同上	
- -	同上	いなべ市 市長 日沖靖 いなべ市笠田新田111	-	139,268	同上	同上	
- -	同上	志摩市 市長 竹内千尋 志摩市阿児町鶴方3098 - 9	-	324,39	同上	同上	
- -	同上	伊賀市 市長 今岡睦之 伊賀市上野丸ノ内116	-	357,98	同上	同上	
- -	同上	南伊勢町 町長 稲葉輝喜 南伊勢町五ヶ所浦3057	-	123,754	同上	同上	
- -	同上	紀北町 町長 奥山始郎 紀北町海山区相賀495番地8	-	109,801	同上	同上	

## 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（案）

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成十五年三月十七日三重県条例第三十一号）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的） 第一条（略）</p> <p>（定義） 第二条（略）</p> <p>（補助金等の基本的な考え方） 第三条（略）</p> <p>（補助金等の見直し） 第四条（略）</p> <p>（補助金等に係る資料の提出） 第五条 知事は、予算を議会に提出する場合において、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し千万円以上の補助金等を交付することが見込まれるときは、当該見込まれる補助事業者等ごとに次に掲げる事項を内容とする資料を作成し、併せて提出するとともに、当該資料を公表するものとする。ただし、当該補助金等が、法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について県が負担しなければならないものであるときは、この限りでない。 一～七（略）</p>	<p>（目的） 第一条 この条例は、県が補助金等の交付により実現しようとする多様な行政目的を確実かつ効果的に達成するため、補助金等の基本的な考え方、見直し、評価等について定め、もって社会経済情勢の変化に的確に対応し、公正で透明性の高い、効率的な県政の実現に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条 この条例において「補助金等」とは、県が国及び県以外の者に交付する次に掲げるもので、法令又は条例において県が交付する対象、額及び方法のいずれもが定められているもの以外のものをいう。 一 補助金 二 負担金（県に相当の反対給付のないものに限る。） 三 利子補給金（元利補給金を含む。） 四 その他相当の反対給付を受けない給付金 2 この条例において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。 3 この条例において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。 4 この条例において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。 一 国及び県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金 5 この条例において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。 6 この条例において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。</p> <p>（補助金等の基本的な考え方） 第三条 補助金等は、県民の要望に合致し、県民の福祉の向上及び利益の増進に資する公益上の必要があるものでなければならない。 2 補助金等は、補助事業等及び間接補助事業等における県、補助事業者等及び間接補助事業者等の役割分担及び協働の在り方、補助金等の交付以外の方法の可能性等を十分に考慮したものでなければならない。 3 県は、県民に対し、補助金等に係る情報を積極的に提供するよう努めなければならない。</p> <p>（補助金等の見直し） 第四条 県は、社会経済情勢の変化に的確に対応して、補助金等の新設、充実、整理、統合、廃止その他の見直しに努めなければならない。 2 県は、補助金等の見直しを行うに当たっては、次に掲げる事項について検討を行い、適時に、その検討状況を公表するよう努めなければならない。 一 補助事業等又は間接補助事業等の性質及び内容 二 補助金等の交付の目的、必要性及び効果 三 補助金等の交付の基準及び額 四 補助事業者等又は間接補助事業者等の自立の状況、見込み及び可能性 五 補助金等の交付以外の方法の可能性 六 地域における公益実現に向けての県及び県以外の者並びに県以外の者相互間の協働の在り方 七 その他必要と認める事項</p> <p>（補助金等に係る資料の提出） 第五条 知事は、予算を議会に提出する場合において、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し千万円以上の補助金等を交付することが見込まれるときは、当該見込まれる補助事業者等ごとに次に掲げる事項を内容とする資料を作成し、併せて提出するものとする。ただし、当該補助金等が、法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について県が負担しなければならないものであるときは、この限りでない。 一 補助金等の名称 二 補助事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>

( 交付決定実績調書 )  
第六条 知事は、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し七千万円以上の補助金等の交付の決定 ( 契約の承諾を含む。以下同じ。 ) を行ったときは、当該補助金等の交付について次に掲げる事項を内容とする調書 ( 以下「交付決定実績調書」という。 ) を作成し、その概要を公表するとともに、当該交付決定実績調書のうち、一の事務事業につき一の補助事業者等に対する五億円以上の補助金等の交付の決定に係るものを、議会に提出しなければならない。ただし、当該補助金等が、法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について県が負担しなければならないものであるときは、この限りでない。

一～八 ( 略 )

2 ( 略 )

3 第一項の規定による提出は、遅滞なく、その交付の決定の後招集される定例会において行われるものとする。

4 前三項の規定は、補助金等の交付の決定を変更した場合に準用する。この場合においては、直近の当該変更した交付の決定に係る交付決定実績調書を作成し、提出及び公表するものとする。

( 評価 )

第七条 知事は、交付決定実績調書に記載された補助金等について交付すべき額を確定 ( 三重県補助金等交付規則 ( 昭和三十七年三重県規則第三十四号 ) 第十三条第一項に規定する確定をいう。 ) したときは、当該補助金等の交付について、あらかじめ定める基準に従い評価を行うものとする。

( 削除 )

( 削除 )

( 年次報告 )

第八条 知事は、毎会計年度終了後六月以内に、その年度における補助金等の実績につき、次に掲げる事項を年次報告として取りまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

一・二 ( 略 )

三 前条の規定による評価の結果

四 立入調査その他の監督の実施状況

五 補助金等の見直しの状況

六 その他知事が必要と認める事項

2 ( 略 )

( 議会の措置等 )

( 削除 )

第九条 議会は、交付決定実績調書に係る補助金等以外の補助金等について、特に必要があると認めるときは、知事に対し、議決により第七条の

- 三 補助金等の交付の予定額及び予定時期
- 四 補助事業等の内容
- 五 補助金等の交付の目的、根拠及び理由
- 六 補助金等の交付に係る公益性の判断及び理由
- 七 その他知事が必要と認める事項

( 交付決定実績調書 )

第六条 知事は、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し七千万円以上の補助金等の交付の決定 ( 契約の承諾を含む。以下同じ。 ) を行ったときは、次に掲げる事項を内容とする補助金等の交付の決定状況を記載した調書 ( 以下「交付決定実績調書」という。 ) を当該交付の決定の後速やかに議会の定例会に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。ただし、当該補助金等が、法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について県が負担しなければならないものであるときは、この限りでない。

- 一 補助金等の名称
- 二 補助事業者等の氏名及び住所 ( 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 )
- 三 補助金等の交付の決定額
- 四 補助事業等の内容 ( 間接補助事業等を含む場合にあっては、当該間接補助事業等の内容を含む。 )
- 五 補助金等の交付の目的、根拠及び理由
- 六 補助金等の交付により実現しようとする政策、施策及び目標
- 七 前号の政策及び施策を実現させるための補助金等の交付以外の方法の可能性
- 八 その他知事が必要と認める事項

2 前項第六号に掲げる事項については、数値の設定その他の方法により可能な限り客観的に示すよう努めなければならない。

( 新設 )

3 前二項の規定は、補助金等の交付の決定を変更した場合に準用する。

( 評価 )

第七条 知事は、交付決定実績調書の記載事項について、当該交付の決定に係る会計年度終了後六月以内に、あらかじめ定める基準に従い評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

2 知事は、補助事業等又は間接補助事業等の性質、内容等にかんがみ、前項の評価の後もなお継続して評価を行う必要があると認めるときは、継続評価実施計画を作成して、評価を行うものとする。

3 知事は、前項の場合において、継続評価実施計画及び当該継続評価実施計画による評価の結果を議会に報告するとともに、それらの概要を公表するものとする。

( 年次報告 )

第八条 知事は、毎年一回、前年度における補助金等の実績につき、次に掲げる事項を年次報告として取りまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

一 補助金等の交付に係る全体状況

二 一の事務事業につき一の補助事業者等に対し千万円以上の補助金等を交付した場合における事務事業及び補助金等の名称、補助事業者等の氏名 ( 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ) 並びに補助金等の交付の額及び根拠

( 新設 )

三 立入調査その他の監督の実施状況

四 補助金等の見直しの状況

五 その他知事が必要と認める事項

2 前項第一号に掲げる事項については、知事があらかじめ定めるところにより、補助金等の交付に係る分野、目的等の区分を明らかにするものとし、過去の実績との対比等により、明確かつ平易に記述するよう努めなければならない。

( 議会の措置等 )

第九条 議会は、知事に対し、議決により第七条第二項の規定による継続評価実施計画の作成及び評価を行うよう求めることができる。

2 議会は、交付決定実績調書に係る補助金等以外の補助金等について、特に必要があると認めるときは、知事に対し、議決により第七条第一項

<p>規定による評価に準ずる評価を行うよう求めることができる。この場合においては、同条の規定を準用する。</p> <p>2 議会は、必要があると認めるときは、議決により補助金等について評価を行うものとする。</p> <p>3 議会が前項の規定による評価を行う場合には、知事、補助事業者等又は間接補助事業者等は、報告、資料の提出その他の協力をを行うものとする。</p> <p>4 議長は、第一項又は第二項の議決に係る議案の審査又は調査のため必要があると認めるときは、知事に対し、報告、資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>5 議員の定数の十二分の一以上の者は、議長に対し、前項の報告、資料の提出等を求めるよう要請することができる。</p> <p>6 議長は、前項の規定による要請があったときは、議会運営委員会の意見を聴いた上で、報告、資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>7 議会は、前条第一項の年次報告について、必要があると認めるときは、知事に対し、議決により意見を述べるることができる。</p> <p>8 第一項、第二項又は前項の議決があった場合には、知事は、その権限の範囲内において、当該議決の趣旨を尊重するよう努めるものとする。</p>	<p>又は第二項の規定による評価に準ずる評価を行うよう求めることができる。この場合においては、同条の規定を準用する。</p> <p>3 議会は、必要があると認めるときは、議決により補助金等について評価を行うものとする。</p> <p>4 議会が前項の規定による評価を行う場合には、知事、補助事業者等又は間接補助事業者等は、報告、資料の提出その他の協力をを行うものとする。</p> <p>5 議長は、第一項から第三項までの議決に係る議案の審査又は調査のため必要があると認めるときは、知事に対し、報告、資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>6 議員の定数の十二分の一以上の者は、議長に対し、前項の報告、資料の提出等を求めるよう要請することができる。</p> <p>7 議長は、前項の規定による要請があったときは、議会運営委員会の意見を聴いた上で、報告、資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>8 議会は、第七条第一項若しくは第三項の報告又は前条第一項の年次報告について、必要があると認めるときは、知事に対し、議決により意見を述べるることができる。</p> <p>9 第一項から第三項まで又は前項の議決があった場合には、知事は、その権限の範囲内において、当該議決の趣旨を尊重するよう努めるものとする。</p> <p>(補助事業者等の情報公開)</p> <p>第十条 補助金等の交付を受ける補助事業者等で、一の年度における一の補助事業等に対する補助金等の交付の決定の額の合計が七千万円以上となったものは、当該七千万円以上となった日から当該補助事業等の完了の日後二年を経過する日までの間、当該補助金等及び当該補助事業等に係る情報の公開に努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日【平成21年7月3日頃と仮定した場合】から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める事項について適用する。
  - 一 この条例による改正後の三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例(以下「新条例」という。)第六条の規定 平成二十一年六月一日以降に補助金等の交付の決定を行ったもの又は交付の決定を変更したもの
  - 二 新条例第七条の規定 平成二十年四月一日以降に交付すべき額を確定(三重県補助金等交付規則(昭和三十七年三重県規則第三十四号)第十三条第一項に規定する確定をいう。)した補助金等
  - 三 新条例第八条第一項の規定 平成二十年度以降における補助金等の実績
- 2 この条例による改正前の三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例第七条の規定による評価、報告及び公表については、これを要しない。

● 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例案(案)の  
施行期日等効力について

